

# 支部ニュース

2012 年 9 月 No. 466

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

## ● 8 月 24・25 日サマーセミナー

※「東京の防災問題を考える～安全・安心な街づくり」・・・・・・・・・・枝川充志

※「構造改革」のなかの「地域主権改革」・・・・・・・・・・前川雄司

## ● 横田へのオスプレイ飛来反対もかかげる「10.27 横田基地もいらない！」

沖縄とともに声を上げよう市民交流集会」に参加しましょう・・・・・・・・盛岡暉道

## ● 若手弁護士へのメッセージ

※公害裁判に生きる・・・・・・・・・・豊田 誠

※山本博団員への返書—4 年目のペーパー「労働弁護士」より・・・・・・・・今泉義竜

## ● 拝島法律事務所の紹介・・・・・・・・・・盛岡暉道

## ● 私たちの安全が守られる社会をつくるために（新人紹介）・・・・・・・・串山泰生

## ● 自由法曹団東京支部 40 周年メッセージ・・・・・・・・前沢淑子

## ● 第 24 回東京支部ソフトボール大会 10 月 26 日（金）に開催！

## ● 日誌



## 8 月 24・25 日サマーセミナー

### 「東京の防災問題を考える～安全・安心な街づくり」

事務局次長 枝川 充志

去る8月24日から25日にかけて、熱海にて、恒例のサマーセミナーが開催されました。

初日の24日には、最初に、6月24日に「革新都政をつくる会」が開催した「防災ウォッチングバスツアー」の報告が行われ、建物密集対策として「再開発型」の対策の立て方の問題点について、また、木造住宅密集地域の防火対策・耐震対策として建築基準法43条3項を活用する方法の紹介、所有者との粘り強い交渉により道路のみ



ならず一定の空地をも確保し、火災の延焼を抑えると共にコミュニティの交流の場所としても利用できる地域の長年にわたる取り組みなどの紹介がありました。同時に、3. 関東大震災の時に生じた18メートルもの火災風の想定を外した本年4月に出された「新たな被害想定」においての、東京都の災害に対する見通しの甘さ（関東大震災の時に生じた18メートルもの火災風の想定を外し、従来15メートルを想定したものを8メートルに抑える、地形の複雑さから津波がせいぜい3メートルとし、川崎市などのように4メートルを想定しないなど）がそこそこに見られ、実際に人口密度が極めて高い東京としては「防災都市」としての構えが甘いのではないかという念を強くしました。また、臨海地域でも「お台場海浜公園」の浜砂は、波で流出するので毎年1億円かけて補充されるのに、津波が来た時の対策はまるでなっていないことなど、現場に行ってみてみなければわからないことが多いと感じました。後の話ですが、このツアーをもう一度団支部として開催したらどうか、という話が（酒の席で）盛り上がっていました。

それから、NPO法人「暮らしの安心安全サポーター」の中村八郎理事長から、「東京の防災問題を考える～安全・安心な街づくり」と題した講演が約1時間半行われ、その後30分の質疑応答が続きました。

講演は大きな柱として、東京都防災会議による被害想定の問題点、東京の防災問題、災害対策の基本、地域防災対策の方向性、住民の生命と財産の保護からなっていました。まず「被害想定の問題点」としては、条件設定の問題や、津波侵入・河川水の侵入、道路や鉄道被害による人的被害、原油タンク・ガスタンク等の大量危険物による災害を考慮していないなど、無視されている要素が多々あるとのことで、これらの問題点が的確に示されました。

また「東京の防災問題」としては、被害の軽減・発生防止よりは、むしろ首都機能の維持と復興を重視している点を指摘し、都民の命・財産の軽視という傾向が色濃く反映されている点が浮き彫りになりました。

さらに「災害対策の基本」では、複雑な法体系がわかりやすく提示されるとともに、国からのトップダウンのため、自治体が地域の実情に応じ権限をもって事に対処しにくいとの問題点が、「地域防災対策の方向性」では経済的効用よりはむしろ安全面から対策が行われるべきとの点が、「住民の生命と財産の保護」では、住民の命だけではなく、住民の財産を保護するとの観点から対策を立てるべきとの指摘がなされました。

印象深かったのは、現在の防災対策が生命保護を重視するあまり財産の保護が置き去りにされているという点です。どうしても経済的効用を念頭に対策が立てられるため、耐震化など手間がかかる予防という視点が弱く、財産をいかに守るかという視点が欠けてしまうという点です。そのための方策として中村氏は、地域社会の再生やコミュニティ防災の推進を上げ、私には、行政頼み一辺倒でない防災・安全対策が必要と指摘されているように思えました。

自然災害に対して万全の対策を施すのは難しいかもしれません。もともと役所は緊急時の対応には不向きな組織です。そのため誰がどのように予防措置をいかに施し、備えをしておくべきか、中村氏の講演はそんなことを問いかけているような気がしました。

なお、これらの中村氏の実際の講演内容については、次号の支部ニュースで掲載予定です。

## 「構造改革」のなかの「地域主権改革」

幹事長 前川 雄司

サマーセミナーの2日目は、尾林芳匡団員から、「構造改革」のなかの「地域主権改革」というテーマで講演していただいた。

講演内容は次号に掲載される予定であるが、概略を紹介させていただく。

市町村合併や地方自治体の機構の統廃合によって経費削減が行われ、住民自治が後退させられてきたが、「地域主権改革」は、社会保障や教育・労働などについての国の責任を放棄しようとするものとなっている。

憲法25条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めているが、「地域主権改革」は憲法25条2項の解釈改憲であるとの指摘があった。

保育所の定員や面積の最低基準の緩和など義務づけの見直し、補助金削減による福祉教育水準の低下や地域間格差の拡大、国の出先機関の廃止、地方選挙の小選挙区制化や地方議会の形骸化・首長の権限拡大、道州制による大規模な公務員削減と住民自治の形骸化、「もの言わぬ公務員」づくりなどが狙われ、進められている。



また、財界は「地域主権と道州制を推進する国民会議」を開催し、草の根からの運動を組織しているという。

自治体における市場化・民営化もさらに進められている。指定管理者制度、PFI、地方独立行政法人、構造改革特区、市場化テストなどの制度が導入され、保育、学童、図書館、文化芸術、介護、水道、体育施設、建築確認、学校給食、病院、試験研究機関など、さまざまな分野で人命に関わる問題などさまざまな深刻な問題が生じていることが紹介された。

講演を聴いて、改めて、この問題の深刻さと重要性を感じた。団員として、団東京支部として、どう取り組むか、もう一度考え直してみたいと思った次第である。

## 横田へのオスプレイ飛来反対もかかげる 「10.27 横田基地もいらない！ 沖縄とともに声を上げよう市民交流集会」 に参加しましょう

拝島法律事務所 盛岡 暉道

今年は10月27日(土)に、オスプレイ反対の「横田基地もいらない！市民交流集会」を開きます

**横田基地もいらない！！**  
沖縄とともに声を上げよう  
**10.27 市民交流集会**

基地のない東京を  
基地のない日本を

オスプレイの  
配備を撤回せよ

福生市民会館大ホール  
入場無料

**10月27日(土)**

■ 午前の部 10:00 開演 DVD上映  
「海にすわる」琉球朝日放送制作  
7.16 さようなら東海10万人集いの記録

■ 午後の部 13:00 開演  
講演「アメリカの言いなり日本、  
日米安保の虚構」  
講師 孫崎 亨(ひさし) さん

横田基地もいらない！ 市民交流集会  
実行委員会 事務局 080-8721-7177

**孫崎 亨さんのプロフィール**

1943年生まれ。  
1966年、東京大学  
法学部中退、外務省  
入省。駐ウズベキス  
タン大使、国際情報  
局長、駐イラン大使  
をへて、2009年まで防衛大学校教授。

■ 主な著書  
「日米同盟の正体-迷走する安全保障」  
「日本人のための戦略的思入門-日米同盟を  
超えて」  
「日本の国境問題-尖閣・竹島・北方領土」  
「不愉快な現実-中国の大国化、米国の  
戦略転換」  
「戦後史の正体 1945-2012」

**上映DVDの紹介**

■ 「海にすわる」  
中興、辺野古 反基地600日  
の記録  
(2006年琉球朝日放送制作)  
辺野古の基地建設のためのボー  
リング調査を600日にわたる海上  
行動で阻止したたけの記録。  
(60分)

■ 7.16 さようなら東海  
10万人集いの記録  
さまざまな思いをこめて全国か  
ら集まった17万人の集い。第一  
ステージの横田さん、大江さん、  
坂本さん、内閣さん、基地さん、  
新藤さんなどの熱いメッセージの  
記録。パレード(デモ)の光景も収  
録。(60分)  
制作 九条の会・あきしま

**横田基地めぐりのご案内**  
首都東京にある巨大な米軍基地、横田。  
この機会に基地めぐりを体験してみませんか。

今回も  
実施します

Aグループ 午前10時出発  
9:50集合

Bグループ 午前11時出発  
10:50集合

■ 集合場所 市民会館ロビー  
■ 定員 各グループ20名 合計40名  
■ 参加費 1000円 先着順  
■ 申込み先 渡辺 042-555-7834  
090-5502-6194

**スケジュール**

■ 午前の部 (10:00) 開演  
DVD上映

■ 午後の部 (13:00) 開演  
①講演「アメリカの言いなり日本、  
日米安保の虚構」  
講師 孫崎 亨さん  
②実行委員会の基調報告  
③オスプレイ配備反対運動の報告  
④デモ行進

福生市民会館 TEL 042-552-1711



上記のチラシを見て下さい。

一昨年から始まった「横田基地もいらない！市民交流集会」は、今年は10月27日(土)に、オスプレイ配備撤回を目指して、例年どおり福生市民会館大ホールで開きます。

集会実行委員会は、今度の集会が、講師の講演と諸報告を聞いてデモをしてお終いという、参加者がただのお客様になってしまう集会にはならないように工夫することにしています。しかし、それがなかなか難しい。その本格的な挑戦は、来年まわしに？

### **横田にもオスプレイが来る**

北関東防衛局は、オスプレイ配備に関する「環境レビュー報告書」（日本語版 229 頁、英語版約 1,000 頁という分厚い冊子）を横田基地周辺の、昭島・福生・立川・瑞穂・羽村・武蔵村山・青梅の各市町にも届けてきました。

そこで、去る8月14日、市民交流集会実行委員会は、延べ14名でこれらの市町の議員会派に、オスプレイ飛来に反対する決議をして北関東防衛局その他にオスプレイ飛来計画の撤回を求めるように要請してまわりました。

集会実行委員会として関係市町に要請の統一行動を行ったのは、今度が初めてです。このように、集会実行委員会は、集会決議の送付などではなく、具体的な要求で関係市町に直接の行動を行うようにも成長してきています。

そして集会では、オスプレイ飛来に反対する岩国・厚木・群馬などからの報告に加えて、横田での行動の報告も行い、沖縄のオスプレイ反対との強い連帯を表明することになっています。

### **午前中のDVD上映にもご注目を**

10月27日の集会の午前10時からDVD「海にすわる」（辺野古反基地600日の記録60分）と「7.16 さよなら原発 17 万人集会・全記録」（九条の会・あきしま制作60分）を上映します。

私も7.16集会に参加しましたが、あの炎天下のサッカー競技場にはおそれをなしてまったく入らず、そのメインゲート前の木陰に座りっぱなしでスピーカーの声を聞くだけだったので、この「全記録」DVDで、壇上の発言を（永六輔などを含め）もれなく見、聞くことができて大変うれしい思いをしました。

これは、九条の会・あきしまの世話人でこの集会実行委員のKさんがサッカー競技場の舞台のカブリツキに陣取って録画してくれて、非常に鮮明な「17万人集会」の非常に貴重な「全記録」ですから、必見ものです。

### **孫崎亨さんが講演「アメリカの言いなり日米安保の虚構」の講演**

政府は、尖閣諸島問題で中国の脅威をあおり立て、日本の領土を守るためには米海兵隊＝オスプレイの沖縄配備が不可欠という大宣伝をしているが、それが如何に大嘘であるかの解明には、外務省国際情報局長→防衛大学校教授→「日本の国境問題 - 尖閣・竹島・北方領土」「不愉快な現実 - 中国の大国化、米国の戦略転換」の著者、孫崎亨さんはどうってつけの講師ですから、是非々々お聞き逃がしなく！

### **8月19日(土)「横田基地撤去すわりこみ」107名が参加**

去る8月19日の第41回「横田基地撤去座り込み」は遂に参加者が100名を超えました。(別掲の写真)

この日は、横田基地の「日米平和友好祭」で、横田基地の開放日なので、多摩地域全体からの老若男女がワッと押しかけて、私たちの座り込みの前を文字通りひっきりなしにゾロゾロと通っていましたが、見ていて7.16さよなら原発17万人集会参加の老若男女との違いを大いに興味深く感じました。横田「日米友好祭」の参加者さんたちは、決して乏しい表情ではないのに、誰も彼も、云ってみれば時間つぶしにやって来ている風で芯から面白がっているのではない。



7.16集会の人たちが、穏やかではありながらお互いの共感を確認め合った心からの喜びに溢れていたのとは、こりゃ全然違うなと痛感しました。変な感想ですが「横田友好祭おそるるに足りず」です。

前列右から二人目の麦わら帽子が盛岡です

集会実行委員の渡辺正郎さん（64歳）や映画「歩く」の製作者の山口さん（81歳!）はじめ5人の今年の原水禁世界大会の平和行進の通し行進者の挨拶がありました。渡辺さんは、この行進で昨年の「10.15 横田基地もいらない！集会」の記録DVDを1,000枚、山口さんは100枚近く売ったそうです。

その渡辺さんの感想は「横田基地はまだまだ知られていない」だそうです。

私たちの道のりは、まさにこれからなのでしょう。

団東京支部のみなさんも、一度くらいは、沖縄と連帯しオスプレイオスプレイ飛来に反対する「横田基地もいらない！市民交流集会」に参加された方がよいと確信しますので、本当に一度くらいはそのつもりになって下さるよう呼びかけます。



# 若手弁護士へのメッセージ

## 公害裁判に生きる

豊田 誠

1. 人生の転機は誰にでもある。そして、その転機はいくつもあるもののように思う。そうした機会に遭遇したとき、その転機をどう乗りこえ、身の処し方をどうきめるかということは、その人の主体的な判断にかかっていることは、いうまでもない。「なぜ弁護士という職業を選択したか」という転機について語ることは、自分史を語ることになる。日経新聞連載の「履歴書」のような、他の人に語るべき面白いエピソードも持ちあわせているわけでもないで、ここでは触れない。

しかし、この機会に一つだけ語っておきたいことがある。それは、坂本修弁護士は、能代高校で私の3年先輩で、地元では秀才の名をとどろかしていた「神社の息子」だったが、奇しくも、中央大学(中桜会研究室)で「答案練習」の指導を受ける機会があつたということである。

中桜会出身の先輩の弁護士たちには、その後、気がついてみたら、自由法曹団に所属した方が多数いたのである。私は、1年半ほどしか中桜会に在室していなかったのに、個人的に薫陶を受ける機会は殆どなかったように思う。坂本先輩と個人的に話合う機会は殆どなかったが、私にとって、坂本先輩は、近寄りがたい大きな存在に思われた。

先輩の存在そのものが、私の人生の転機に際し、私の判断に影響を与えていたかも知れない。私は、当然のごとく自由法曹団の団員となったのだから。

2. 私が、ここで語っておきたいことは、弁護士という職業の職域は、実に広範なのになぜ公害裁判を弁護士活動の軸にしてしまったのかということである。

そのきっかけは、1968年1月6日の富山でのイタイイタイ病との巡り会いであった。イタイイタイ病被害の激甚地の出身であった島林樹弁護士が、地元から相談を受け、青年法律家協会に働きかけたことが契機となり、近藤忠孝、鳥生忠佑弁護士らの呼びかけで、東京、大阪、名古屋、金沢、地元富山から20名ほどの弁護士が結集した。これに私も参加した。

このイタイイタイ病との出会いが、私の弁護士活動の中味を、その後、公害裁判を中軸にした活動へと展開させていく「転機」となったと言ってよい。

私は、このイタイイタイ病の会合の中で、イタイイタイ病患者達の目を覆うばかりの凄惨な被害の状況を、初めて知ることができた。このことが、私の心の中に強烈な衝撃を与えた。しかし、こうした凄惨な被害者を家族にもちながらも、農民達は軽々しく権利主張をするでもなく、じっと耐え続けてきていたのである。裁判の原告に名乗り出ること直ちに手をあげるでもなかったのである。打ちひしがれた農民達が、封建的な風土の中でじっと堪え忍びつつ

生きつづけている姿に、私は、いたたまれない思いにかられたのである。

しかし、この集りの中で、私たちの重苦しい心の扉を叩いたのは、地元の開業医萩野昇医師の訴えであつた。萩野医師は、被害現地のほぼ中心で個人開業をしている医師であつた。その萩野医師は、多年に及んで、「いたいいたい」とうめきながら病に苦しむ多くの老婆達の診療にたずさわってきていた。弁護士達の集ったその7年前、札幌の日本整形外科学会で、イタイイタイ病鉍毒説を発表したのであるが、彼の言葉によれば、町医者を受難の歴史はここから始まったというのである。萩野医師の「イタイイタイ病との闘い」に詳しいが、「田舎医師に何がわかる。」「売名のためのPRだ」「神岡（三井金属鉍業、加害企業のこと）から金を取るためではないか」「ちかいうちに砂利トラにぶつけられて死ぬだろう」などなど、枚挙に暇のないほど、中傷、誹謗が繰り返され、彼は一時期アメリカへ逃避せざるを得ない状況にまで追いこまれてしまったという。

彼は、患者達の窮状やその原因について主治医としての説明をした後、涙をぼろぼろこぼしながら、「いたいいたいと、うめき続けているイタイイタイ病の患看達を、弁護士のみなさん、何とか助けてあげてください」と泣きながら訴えたのである。

私は、心の中に雷鳴が走る思いをした。

肩書きや研究歴のない、町の開業医が、訪れる奇病の患者達の原因を長い歳月の果てにさぐりあてたことにも驚いたが、それ以上に、その真実にたどりつきつつある開業医が、己を抹殺しようとする中傷、誹謗、威圧を耐えしので、患者の診療をしつづけている、その崇高な姿勢に心を打たれずにはいられなかったのである。そして、弁護士といっても、若手の弁護士で、田舎風にいえば、風格のある弁護士のカバンもち程度の者たちに、年輩の開業医が、涙をぼろぼろこぼしながら、哀願するに似て窮状を訴えたことに、私の心は「ここで引下がるか」という思いが充満していったのである。

今から回想すると、私は、この時に転機を迎えたのだと思っている。その後も、水俣病での藤野紘医師、原田正純教授、スモンでの多数の薬学教授たち、マレーシア・ブキメラの開業医、アマゾンの水俣病を研究していた開業医などの専門家たちのその真摯であらゆる迫害にくじけない姿が、私たち公害・薬害弁護団の弁護士たちをどれだけ励ましてきていたことであろうか。

私は回顧する。公害、薬害の被害者たちの被害はいずれも悲惨で放っておけない人道上、人権上の重要な課題ではある。被害者たちが弁護士たちの心をどれだけゆさぶったか計り知れないが、その被害者たちとともに歩んできた専門家(とりわけ医師)たちもまた弁護士の魂をゆさぶり続けてきたのである。

3. 人は変る。打ちひしがれた被害者たちであっても、裁判と運動に参加する中で、人は変っていくものだという体験が、私の公害裁判のエネルギーになってきたように思う。

ここでは、一つひとつの公害、薬害裁判で人がどう変ってきたか、そのことが運動の支え、心の支えになってきたのかを語り尽す暇はない。印象的なことを三つだけ記すにとどめたい。

一つは、患者たちの運動への取り組みである。

薬害スモンの裁判を始めたとき、裁判費用をどう捻出するか、大きな問題であつた。労働事件ならば、その問題を提起する労働組合がバックにあつたり、それがなくても、労働者にはカンパ活動の必要は容易に受けいれられるところであろう。薬害スモンでは、バラバラの市民

である被害者たちが原告団を形づくっていた。私たちは労働問題の自分の体験から、スモン裁判の初期の時期に、患者たちにカンパ活動に打って出ることを呼びかけたことがあった。大阪の原告団で、その代表は、大阪船場の名家のおかみさん(患者)であったのだが、「カンパ活動をやろう」「それを通じて世論に訴えよう」という呼びかけは、無残にことわられてしまった。

「先生、私たちは、そんな乞食みたいなことまでは、できません」薬害スモンの患者たちには、外へ出てカンパ活動をやり、世論に訴えるということは無理なのかと、失望したものである。

この事態を転回させたのは、スモン静岡原告団であった。今は亡き佐藤久弁護士が静岡で弁護団事務局長をしていたが、彼の努力にもより、静岡の患者たちは東部(沼津)、中部(静岡)、西部(浜松)の三箇所で一斉に街頭カンパに打って出たのである。当初は、本当に辛かったようだ。患者たちは「お前たちは乞食か」とつばをかけられたと、悔し涙を流しながら話したこともあった。スモンがどんな薬害か世間には全く浸透していなかった時期のことである。

しかし、静岡のスモン患者たちはくじけなかった。こんな世論では裁判にも勝てないのではないか、世論を味方にするまで頑張り抜こうと決意を固めていったのである。そして、スモン裁判は、国の責任を断罪する9連勝の勝利判決を勝ちとるが、静岡スモンのカンパ活動は全国で群を抜く成果を収め、裁判勝利の原動力の一つとなったものであった。

二つには、患者たちだけではなく、弁護団も変わった、運動の認識を変えたということである。

全国各地22のスモン弁護団の団員のうち、自由法曹団員は、おそらく20%にみたなかったのではないと思われる。スモンの判決を連弾で獲得していく過程で、それまで運動に無縁だった多くの弁護士たちが、霞ヶ関のある東京に常駐して、判決前後に向けての運動を構築していったのである。

私自身の経験を話そう。

スモンの最初の判決は、金沢地裁の判決だったが、この判決は、社会的には「雪より冷たい判決」と評価されるものであった。そして、この後に、東京判決が予定されていた。短期間の間に世論を急激に高めていかなければならないという思いに誰もがかられていた。東京の運動をどう再構築するか、そんな議論(被害者、弁護団、支援の合同討論)がなされたときに、様々な運動構築の課題の中で、原告団集会のしめくりに何をやって原告団の心を一つにするかという問題が提起された。その時、山田晃一さん(元報知印刷労組)だったと思うが、「みなさんで「故郷」(うさぎ追いしかの山…)を合唱しよう」と提案されたのである。私は、真っ先に「こんな深刻な薬害被害者の集会のしめくりを歌で閉じるとは」と反対した。集会では、結局、全員合唱「故郷」でしめくくることにしたのだが、実際にやってみて驚いた。これまで「訴える」ことに躊躇していた患者たちが、口を開いたのだ。最初はボソボソと、そして、途中から全員が泣き出しながら歌いつづけたのである。

涙の合唱は、自分たちの権利の主張の心からの発露であり、ゴタゴタしていた患者集団の心をまとめることになっていった。運動は理屈ではない。心の通いあいが団結の要めになる。私自身の認識が変えられたのである。

三つには、患者、弁護団だけでなく、世論も大きくかわったということである。

スモンでは、国の責任を問うことが至難の課題であった。当時の東京地裁(可部恒雄裁判長)も、国の責任について容易にこれを認めるという方向ではなかった。当時の行政法学者の御大、田中二郎先生を鎌倉に何度か尋ねたエピソードは、後日にゆずりたいが、田中二郎先生が私たちの作成した最終準備書面を読まれて、最後におっしゃった言葉は、「これだけの事実関係が認められるなら国の責任を認めてもよいだろう」ということだった。運動の中で、学者もまた変った。そして、みんなが変っていくなかで、広範囲な世論が国(厚生省)、大製薬会社(大塚製薬)に責任をとらせる素地をつくっていったのだと思う。

こうした「変化の実感」が、私の公害裁判のエネルギーとなってきたように思う。

4、今日、多くの若手弁護士たちが、3.11 原発事故問題への取組みを展開している。

君たちには未来がある。国民から寄せられている期待がある。未来を切り拓くひらくのは、君たちの力にかかっている。

自由法曹団は、その歴史の中に、小作争議、松川の闘い、三井三池、中小の労働争議、朝日訴訟、公害裁判、薬害裁判、じん肺、労災などなどの無数の経験を蓄積している。

どんなに苦難なときにも、国民と共同して、人権確立の歴史を築き上げてきたことの伝統のバトンを、いま若手弁護士の諸君が引継いでいくことを信じてやまない。

以上

## 山本博団員への返書―

### 4 年目のペーパー「労働弁護士」より

東京法律事務所 今泉 義竜

8月号の山本さんの寄稿、「労働争議は遠くになりにつけり 元気がよかった労働弁護士」への返書です。

昔の争議というのは、話に聞いたり文書で読んだりすることで想像する他ないわけですが、聞くたびに昔はすごかったんだな～と感じます。山本さんの語りも、当時の弁護士の迫力を感じます。弁護士が体張って肉弾戦を繰り広げる。暴力団のピケ破りに対して「俺を殺してから通れ」の名セリフ。籠城戦術やタクシーデモに参加したり、暴力団や警察官に殴られたり。仮処分での東城弁護士のエピソードも、映画のようにかっこいい。

確かに、暴力的な権力・会社の弾圧に対し、労働組合と弁護士が一体となって闘っていた時代は、やはり今となっては遠い時代となってしまったのだと思います。敵側のやり方も変り、一方で組合の力も弱まってしまっている今、昔のようにということにはならないのでしょうか。当時の闘いに学びながら、今、労働弁護士に求められることが何なのか、考えながら目の前の課題に取り組んでいくほかありません。

今の若手弁護士が、組合との関わり方が薄くなってしまっていることはうちの事務所ではよく指摘されています。組合が裁判や労働委員会を利用するときに弁護士を使うというだけでなく、昔のようにはいかないまでも、組合と弁護士がもっと連携することは、今求められていることのひとつかもしれません。

理想は、弁護士が、組合の組織化や日常的な運動に継続的に関わるということだと思うのですが、日々雑多な業務があるなかで実践するのはなかなか難しいですね。私自身やっていることといえば、組合の会議での学習会や、組合事務所の無料法律相談、組合ニュースへの弁護士のコラム投稿といった程度で、まあ正直あまり役に立っているという実感はありません。組合強化の実践では、八王子合同の和泉さんががんばって成果を挙げているようですね。経験に学びたいと思います。

組合から持ち込まれた事件に全力で取り組むと同時に、その組合を強化するために弁護士として自分に何ができるのか、考えて実践することを常に意識していきたいと思っています。

## 拝島法律事務所の紹介

### 拝島法律事務所 盛岡 暉道

私は三多摩法律事務所に7年、武蔵野法律事務所に17年と、通算24年間いわゆる集団事務所 にいた根っからの集団事務所主義者でした。なにしろ、学生時代は「仲間には いい娘が たくさん働いてる…その意気で国築く 我らの仲間」だの「世界の仲間と団結しよう しっかりと 肩を組もう」だの「みんなと歌おう 幸せの歌を」という類の歌ばかり、けっこう本気で歌っていた人間で、絶対に集団は個人に優るという信念にこり固まっていました。

その私が、1995年10月に武蔵野法律事務所を退所して、それまで考えたこともなかったに踏み切ったのは、その前年の夏に、心臓疾患の一種である季外収縮をおこして過呼吸になり、救急車で病院に担ぎ込まれる騒ぎを起こし、「こりゃまあ こんな体で集団事務所勤めは とても無理やわ」と、はっきり自覚したからです。

事務所は、自宅から歩いて通える場所をと、縁あって、私をサポートしてくれることになったもと三多摩法律事務所の事務局長の庄司誠さんと一緒に、拝島駅の近くで、拝島映画というピンク映画館の隣の拝島銃砲火薬店の2階に決めました。

「独立」の時の私は60歳。まあ、あと6、7年も商売できれば御の字だわいという気分です。この拝島法律事務所を開所したのですが、なにしろ大ベテラン事務局員の庄司さんが一緒にいてくれるのだから、朝9時半〜夕方5時で必ず事務所をしめるというまことに呑気な弁護士業になってしまいました。

しかし、あんまり呑気に仕事していたために、開所後12、3年あたりで、庄司さんの給料が払えるかどうか怪しい稼ぎしかなくなっていました。彼とは「もう13年も続いたのかなあ、信じられんなあ」としきりに不思議がったのですが、いかに、私がこの期に及んでも他人に寄りかかった生活から抜け出せないままにいたかが分かるうというものです。

そして、とうとう庄司さんから「俺のことはいいから、事務所をもっと金のかからん部屋に移ったら」といってもらって、「ほんじゃ、そうさせてもらう」と、2年前の2月に、同じ拝島駅の前と反対の北口から徒歩3分のアパートの3階に引っ越しました。

ところがこの部屋は、‘夏は涼しく冬は暖かい’ 事務員は私の奥さんと娘さん二人の純粋なアル

バイトばかりで、まことに安上がりな事務所になりました。

今度こそ、頼りになるのは自分ひとりなので、ようやく何でも自分の頭で考えるようになり、なるほど自分でよく考えて他人と意見を交わした方が、その他人とも本物の仲間同士になれるんだなあとも思うようになっています。

今年の10月で拝島法律事務所は17年続いていることになるのですが、これは私が武蔵野法律事務所にいた期間と同じ長さです。ほんとうに夢のような「独立」時代です。それだけ中味のうすい弁護士生活だったというわけなのでしょうねえ。

なにしろここ1年近くは、月の内半分くらいしか事務所に顔を出すかどうかで、午後4時半には、あとを奥さんか留守電に任せて、事務所を出てしまう毎日です。

でも、さすがに、そろそろ年貢の納どきです。あと2年もしないうちに、(誰からも文句が出なければ) 拝島法律事務所の看板だけはおろさずに、ここから歩いて15分足らずの自宅に引きこもるつもりです。

その節はその節で、どうか宜しくお願いします。

## 私たちの安全が守られる社会をつくるために

五反田法律事務所 串山 泰生

みなさまはじめまして。今年1月に五反田法律事務所に入所いたしました新64期の串山泰生と申します。

私は、民間企業で13年間会社員をしたのち、法科大学院を経て弁護士になりました。なぜ30代半ばから弁護士を志したのか、今あらためて考えると、弁護士業の自由なところが当時の私にとって羨ましかったから、法律を学び新たな仕事に挑戦したかったから、ということなのかと思います。

弁護士になって判ったことは、自由の背後にはいつも責任が伴うということで、依頼者、社会、同僚、家族そして自分自身に対する責任もあるのだと思います。まだ8か月しか弁護士として働いていませんが、会社員のときと比べ責任は各段に重くなったと感じます。

責任の重い仕事はやりがいがありますが、それと同時に今ある知識や経験だけでは対処できない問題が生じますから、新人弁護士としては関連文献に当たり、先輩方に教を請う日々の連続です。もっとも、このような状況は嫌いではなく、新たな知識や経験を得られることを楽しんでいます。

今年3月からは薬害イレッサ弁護団の一員に加えていただき弁護団の活動に参加しています。8月24日の薬害根絶デーでは薬害ヤコブ訴訟の原告からヤコブの被害実態についてお話を伺う機会があり、その中で医療従事者から差別を受けたという辛い体験をお聞きしました。現役の薬剤師の方からは、タミフルなどは自分の勤務する薬局に今も置いてある、そのような恐ろしい薬だとは考えもせずに処方していたというお話を聴くことができました。薬害ヤコブ、イレッサ、タミフルはいずれも被害の多くが日本に集中して発生しています。なぜ日本でばかり薬害が

繰り返されるのか、現状を変えなければならないという思いを強くしています。また弁護団では訴訟だけでなく抗がん剤被害者救済制度創設に向けた活動を行っています。新人弁護士で薬害に関心のある方は一緒に活動に参加しましょう。

5月からは原発事故被災者支援弁護団で多くの被災者の方々からお話を伺い、金銭賠償だけでは解決できない被害実態を目の当たりにしました。国や東電が示した賠償基準から取り残された被災者の怒り、現地に残らざるを得なかった被災者の放射線に対する恐怖、他の地域（同じ福島県内）住民から受けた差別、避難した被災者の仕事も故郷も失ったことへの失望や哀しみと憤りに接し、一口に原発事故被災者と言っても被害実態や感情に大きな違いがあることを知りました。

2つの弁護団に加わって思うことは、国は経済的合理性に傾斜して国民の生命・身体の安全を守るという最低限の責務すら果たしていないということ、そして、安全に関する情報を国民の目に触れさせないようにしているということです。安全が確保されてこそその経済的合理性ですが、そんな当たり前のことが今になっても日本では実現されていません。団の一員として、私たちの安全が守られる社会をつくるために活動して参ります。よろしくお願い致します。

## 自由法曹団東京支部40周年メッセージ

東京社会保障推進協議会事務局長 前沢 淑子

自由法曹団東京支部の40周年おめでとうございます。生存権や公害・薬害、不当解雇や労働災害など都民の生きる権利を守るたたかいの先頭にいつも自由法曹団東京支部の弁護士さんたちの姿があります。切実な私たちの声を受け止め論戦をたたかう凛とした姿はたたかう私たちにとっての大きな支えです。みなさまの長年にわたるご奮闘とご活躍に心から敬意を表するとともに共にたたかう連帯のメッセージを送ります。

いま、都民のくらしは大変厳しい状況です。「都民生活に関する世論調査」（2011年11月）によると、暮らし向きは35%が「苦しくなった」と答え、その理由は51%が「給与や収益が増えない、減った」でトップです。そして、これから1年間の暮らし向きは41%が「苦しくなる」と答えています。特に高齢者世帯の年金収入は、50万円（年間）が46%と半数です。その年金が4月から引き下げられ、平均でも後期高齢者医療保険料は10.3%、介護保険料は23.4%の相次ぐ引き上げです。2011年に算定方式が改定された23区の国保料は1人当たり4,195円の値上げ、39市町村でも値上げでますます払えない保険料になっています。その結果、国保では全額負担の資格証明書が20,857件、1カ月から6カ月の短期しかつかえない保険証は73,613件発行され交付率5.51%（2011年度）となっています。保険料を滞納したという理由での、年金や給与などの財産の差し押さえは6,518人（23区1,754人）となっており、必要な医療が受けられない、憲法25条で保障された生存権が奪われる事態です。だまってはられません。今ほど、権利としての社会保障を確立するたたかいが求められる時はありません。

国や東京都のいのちとくらし切り捨てを止めさせるのは世論と運動です。私たちの地域からの

「いのちとくらしを守れ」の共同した運動です。

2009 年末の日比谷公園派遣村以降、地域社協は加盟団体とともに実行委員会をたちあげ地域で「なんでも相談会」の取り組みを広げてきました。弁護士さんとの共同の取り組みが多くの人を救済してきました。都段階でも昨年に続いて 8 月 26 日には 2 回目の「国保・医療なんでも無料相談会」を開催しました。これは、自由法曹団東京支部を含む 10 団体が実行委員会（事務局は東京社協）で実施したものです。当日は、127 件の深刻な相談が全国から寄せられました。6 本の回線は鳴りっぱなしでした。6 人の弁護士、5 人の医師をはじめ 28 人の相談員が切実な声に答えました。都内から寄せられた相談の 7 割が「高すぎる保険料が払えない。何とかならないか。」というものでした。滞納が重なって差し押さえされようとしている人もいました。「がんの治療が続けられない」「脳梗塞で治療中だが高すぎるので不安」「滞納金を計画どおり払わなければ差し押さえすると言われている」などなど生きる権利が奪われている実態が明らかになりました。

憲法 25 条を否定する社会保障改悪は許せません。私たちは孤立死をなくし、憲法が活きる安心して暮らせる東京・日本をめざしています。そのために、地域住民のなかに権利としての社会保障を確立するたたかうネットワークづくりをどう広げるか、が課題です。自由法曹団東京支部の弁護士さんたちとのいっそうの連携を強めて行きたいと思います。権利としての社会保障制度の確立のため、あきらめない、粘り強いたたかいを共同して前進させましょう！

## 第 24 回東京支部ソフトボール大会 10 月 26 日（金）に開催！

### 支部スポーツ大会営本部

また、恒例のソフトボール大会の季節がやってまいりました。本年も沢山のチームのご参加を賜りたく、宜しくお願い致します。さて、チームエントリーは 9 月はじめよりおこなう予定です。去年の優勝チームは南部・五反田チーム。連覇を絶対阻止したい、というチームは本番にむけてしっかり準備をしてきてください。親睦を深めるチーム、スポーツを楽しむチームは深まる秋の風景にひたりながら、スポーツを是非楽しんで下さい。

10 月 2 日（12 時 00 分～12 時 45 分まで）自由法曹団本部事務所にてルール説明会および予選リーグのくじ引きをおこないます。是非参加下さい。参加出来ないチームのくじは事務局でひかさせていただきますが、その際には結果に責任は持ちません。これこそ自己責任です。

集団事務所でない団員弁護士（修習生・ロースクール生も考慮します）・事務局員の参加希望者もご相談ください。混成チーム結成を検討しています。今年ももちろん、審判団も募集します。是非応募して下さい。というか、円滑な運営のために是非審判に名乗りを上げていただきたい。

もちろん、懇親会もやります。会場は 中央海浜公園内のレストランで行う予定です。たくさんのチーム、応援団のご参加をお待ちしています。

★開催日時 10 月 26 日（金） 午前 9 時半～午後 4 時（予定）

★会場 大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森 野球場

なお 雨天の場合、11月16日（金）（午前9時半より～午後4時頃）におこないます。  
参加申込み ファックスをお願いします。締め切りは10月2日（火）FAX 03-3814-2623

## 支部メーリングリストに是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**dantokyo@dream.com**のアドレスに送ってください。

## 日誌 8月3日～9月4日

- 8月4日 国保なんでも110番相談担当者研修会
- 6日 団司法問題委員会
- 10日 給費生問題委員会
- 15日 自衛隊監視行動検討会（日本平和委員会）
- 17日 団再稼働対策本部／団原発委員会
- 22日 共同センター幹事会
- 23日 秘密保全法共闘会議
- 24～25日 支部サマーセミナー
- 26日 国保なんでも110番電話相談会
- 31日 団労働問題委員会／衆院比例定数削減阻止院内集会・要請行動
- 9月4日 支部事務局会議／団構造問題PT／団教育問題委員会／衆院比例定数削減阻止対策本部
- 6日 団国際問題委員会／団改憲阻止対策本部



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ

NEW

## 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

★多くの先生からのご要望を受け、今年度から制度ラインナップに追加！

### 主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**  
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

NEW

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。  
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <月払保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、・職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

|         | 1年    | 2年    |
|---------|-------|-------|
| 25歳～29歳 | 820   | 990   |
| 30歳～34歳 | 1,000 | 1,250 |
| 35歳～39歳 | 1,260 | 1,640 |
| 40歳～44歳 | 1,570 | 2,100 |
| 45歳～49歳 | 1,870 | 2,540 |
| 50歳～54歳 | 2,170 | 3,000 |
| 55歳～59歳 | 2,300 | 3,230 |
| 60歳～63歳 | 2,410 | 3,420 |

### 【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

#### <月払保険料表>

団体割引25%、業種級別1級、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

|         | 対象期間・70歳まで |       |       |       |
|---------|------------|-------|-------|-------|
|         | 372日       |       | 737日  |       |
|         | 男性         | 女性    | 男性    | 女性    |
| 25歳～29歳 | 993        | 875   | 949   | 843   |
| 30歳～34歳 | 1,083      | 1,163 | 1,018 | 1,109 |
| 35歳～39歳 | 1,340      | 1,712 | 1,252 | 1,635 |
| 40歳～44歳 | 2,026      | 2,785 | 1,885 | 2,645 |
| 45歳～49歳 | 3,048      | 4,131 | 2,843 | 3,886 |
| 50歳～54歳 | 4,667      | 5,865 | 4,293 | 5,441 |
| 55歳～59歳 | 6,368      | 7,010 | 5,701 | 6,303 |
| 60歳～63歳 | 6,954      | 6,591 | 5,730 | 5,453 |

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03(3405)8661

#### <引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL: 03(3349)3240

(SJ11-07214、平成23年10月27日)